

新党協議会

基本政策骨子案

2018年4月12日

綱領・基本政策に関する検討会

【前文】

〇〇党は、国民への責任を果たすために、現在と未来の課題を着実に解決する中道民主政党です。

第一に、生活者、納税者、消費者、働く者の立場に立ち、子育て、仕事、長生きを楽しめる共生社会を創ります。

第二に、現実的で効果的な政策を堅実に実行し、豊かで安全で持続可能な未来を築きます。

国民の自由を守り、我が党が目指す社会と未来を実現するため、以下の基本政策に取り組みます。

【子育て、仕事、長生きを楽しめる共生社会のために・・・】

〇すべての子どもたちに希望と幸せを

- ・すべての就学前保育・教育を無償化
- ・保育士等の質の向上と待遇改善
- ・子ども手当をすべての子どもに給付
- ・所得制限のない高校授業料無償化
- ・大学授業料の減免
- ・奨学金の大幅拡充

〇働く人に誇りとやりがい

- ・長時間労働をなくす法律の制定
- ・育児休業給付の実質100%支給
- ・パワーハラスメントの防止、ワークルール教育の推進
- ・同一価値労働同一賃金の実現
- ・全国どこでも誰でも時給1000円以上

- ・ 基礎的所得保障の実現
- ・ 住宅手当等の創設

○100歳時代に安心を

- ・ 介護職員などの給与引き上げ
- ・ 地域包括ケアシステムの全世代支援システムへの進化
- ・ 総合合算制度の創設
- ・ 多様な労働、定年後の充実した生活支援
- ・ 年金制度改革への取り組み

○多様な価値観と人権の尊重を

- ・ 人種・民族・出身などを理由にした差別、性的志向（SOGI）による差別の解消
- ・ 男女共同参画社会の実現
- ・ 選択的夫婦別姓制度の導入
- ・ 実効的な障がい者差別の解消
- ・ 自殺対策の推進

○みんなの税を暮らしの支えに

- ・ 公平・透明・納得の税制
- ・ 所得税や法人税の抜け道をなくす
- ・ 個人と企業の税負担の見直し
- ・ 金融所得課税の引き上げ
- ・ 消費税引き上げの際に用途を教育目的にも拡大
- ・ 複数税率導入を前提にした消費税率引き上げは認めない
- ・ 給付付き税額控除の実現

【豊かで安全で持続可能な未来のために・・・】

○地域主権改革を進め、自立した活力ある地域を

- ・ 一括交付金の復活・進化
- ・ 自動車に関連する税負担の軽減
- ・ 地域公共交通の支援
- ・ 空き家対策、中古住宅市場の活性化、リバース・モーゲージの活用
- ・ 観光人材の育成
- ・ 文化・芸術・スポーツの振興

○次世代につなぐ農林水産業を

- ・ 戸別所得補償の復活・拡充
- ・ 6次産業化の加速
- ・ 森林の適切な管理・保全による林業の発展
- ・ 適切な資源管理による水産業の活性化

○原発ゼロへの明確なシナリオを

- ・ 野心的な温室効果ガス削減目標の設定
- ・ 分散型エネルギー社会・省エネルギー社会の実現、再生可能エネルギーへのシフト
- ・ 原発に依存しない社会の実現に向け、明確な現実的シナリオを提示
- ・ 原発ゼロ、廃炉、最終処分等を担う労働者・技術者の確保と育成

○世界水準の最先端技術立国を

- ・ 第4次産業革命に対応した投資減税、研究開発支援
- ・ 職業教育・訓練の推進
- ・ クリエイティブ人材の育成と蓄積
- ・ 中小企業の生産性向上のための支援
- ・ 規制改革と知的財産権戦略の推進
- ・ IoT、AI、ブロックチェーンの活用
- ・ ビッグデータ活用、電子政府化加速
- ・ 公益資本主義に基づく技術・投資立国の推進

○国民の命を守る災害対策を

- ・ 東日本大震災被災地支援の拡充
- ・ 災害対策と復興支援制度の拡充
- ・ 住宅の耐震化・省エネ化推進、住宅の長寿命化
- ・ 地域防災力の強化
- ・ 大規模災害発生時の初動体制の確立

○平和主義を守り、現実的な安全保障を

- ・ 「近くは現実的に、遠くは抑制的に、人道支援は積極的に」の原則の下、日米同盟を軸に、現実的な安全保障を構築
- ・ 現行の安保法制については、現憲法の平和主義を尊重し、「専守防衛を堅持する」との原則に基づき、違憲と指摘される部分を削除することを含め、必要な見直しを行う

○開かれた国益と広範な人間の安全保障を

- ・ 国際連合をはじめとした多国間協調の枠組みの強化
- ・ 核兵器廃絶、人道支援、経済連携などの推進

○未来志向の憲法を

- ・ 現行憲法の基本的理念と立憲主義を維持しつつ、時代の変化に対応した未来志向の憲法を積極的に議論
- ・ 特に、内閣による解散権の制約、新しい人権、地方自治等について、国民と共に議論を深める
- ・ わが国が自衛権を行使できる限界を曖昧にしたまま、憲法 9 条に自衛隊を明記することは認めない

○大胆な行財政改革を

- ・ プライマリーバランスの黒字化をはじめとする財政の健全化
- ・ 身を切る改革の推進
- ・ 国会改革による行政監視機能の強化
- ・ ひも付き補助金の見直し、天下り規制の強化、特別会計の見直し、官製談合の防止、随意契約の制限による、税金の使い道の厳格な見直し
- ・ 特定秘密保護法の改正と公益通報者保護の強化
- ・ 公文書管理の抜本的な見直しと情報公開の拡充による、国民の「知る権利」の保障